

## 第 99 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 5 年 1 月 27 日（金） 午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

#### 【委員 13 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒  
伊 藤 歩（会長）※途中出席  
伊 藤 絹 子（リモート）  
大河原 正文  
大 嶋 江利子（リモート）  
大 西 尚 樹（リモート）  
久保田 多余子（リモート）  
齊 藤 貢  
鈴 木 まほろ（リモート）  
永 幡 幸 司  
平 井 勇 介（リモート）  
前 田 琢  
三 宅 諭

#### 【専門調査員 1 名 敬称略・五十音順】

山 崎 朗 子

#### 【事務局】

環境保全課総括課長 加 藤 研 史  
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂  
その他関係職員

#### 【事業者】

HSE 株式会社  
洋野風力開発株式会社  
株式会社レノバ

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 6 名・リモート 6 名の計 12 名が出席しており、半数以上の出席により会議が成立していること及び御都合により、会長が 1 件目の審査を欠

席されるため、議事(1)の進行を職務代理者である齊藤委員にお願いすることについて報告し、議事に入りました。)

#### (1) (仮称)小軽米風力発電事業 計画段階環境配慮書について

(初めに、希少動植物に関する審議、資料No.1-③質問 14 の水源位置に関する審議、資料No. 2-④質問 32 の個別住宅に関する審議、同じく質問 38 の希少猛禽類に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長職務代理者からお諮りし、委員の了承を得ました。)

[会長職務代理者]

それでは、議事の(1)「(仮称)小軽米風力発電事業 計画段階環境配慮書について」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[会長職務代理者]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、これから審議に入ります。希少動植物等の情報を除いて配慮書に対する皆様の御意見ををお願いします。なお、希少動植物等に関する御質問については、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。それでは、資料No.1-③の番号順に確認したいと思います。まずは複数案に関する質問・意見ですが、1番と2番について、前田委員から追加の御意見がございましたらお願いします。

[前田委員]

1番と2番は同じような意見になりますが、初めに2番の方からよろしいでしょうか。

この事業では、初めに候補地を3つほど挙げてその条件を比較してどこがいいかという過程が見られておりまして、これはまさに複数案の検討という、アセスメントでこうした方がいいと推奨されているプロセスに該当するのではないかと思います。当事業はそうではなくて、広めに設定したものを絞り込んでいくタイプとしていますが、複数候補を設置して検討しているのですから、まず複数案という形で、本来のプロセスで検討していただくべきではないかと思います。そこがまず1点です。

次に1番ですが、複数案の検討を一応書かれています。内容におかしいところがあるように思われましたので、事前質問で3点挙げさせてもらいました。回答をいただきましたが、話がかみ合っていないところも多いので、もう一度確認させてください。検討条件に、事業性を取り入れています。もちろん事業をできなければ仕方ないので事業性はありますが、これはそもそも候補を決める前の段階で検討するものであって、ここは環境影響の審議をするところなので、候補の中から事業のしやすいところというように決めるのが、違っているように思いま

す。3つの候補とも、そもそも事業性があるから候補としたはずですが、そのようになっていなくて、適地1がこの事業の規模にも見合うので、ここにするというような結論になっています。そうなりますと、適地2や適地3は、事業規模に見合わない大きさだったということで、初めから適地でなかったのではないかとこのように思われます。適地でないものをわざわざ入れて、そこを排除して、もともと目をつけていた適地1に決めて、これで候補地の比較検討をしたと言うのは、余りにもおかしい検討になっていますので、そこは直していただきたいと思っています。

あと、自然環境保全指針のA区分については検討していますが、B区分も保全すべきエリアとして決められていますので、この事前検討でA区分、そしてB区分が、それぞれの適地にどのぐらい含まれるのかといった検討をしていただきたいと思っています。Aは一応検討していますが、Bは検討して欲しいというふうに言いましたら、調査してみないと分からないということで、Bは入れないという回答でしたけれども。もちろん調査して判明する部分もありますが、ここは配慮書なので、まだ調査していないけれど事前情報としてあるものを利用して、評価するという場です。B区分がこれだけあると出ているのですから、それをきちんと評価していただきたいと思っています。

それと、住居からの距離で、500メートルの範囲は除外するという形にどの事業でもしていますけれども、除外されるので、人家の近くにはできないということになります。その前段階で、適地の選択に人家の粗密というのを考慮に入れていると。これもおかしいのではないかとこのことを、指摘しました。

最後が先ほど言いました規模の問題で、そもそも事業に適していない規模のものを入れているのではないかと。いろいろな部分で検討が不自然なところがありますので、ここは全部、改めてやり直していただくのがいいと思いますので、そのようにお願いします。

[会長職務代理者]

はい。事業者様の回答が少し違うのではないかとこの質問でしたが、ここに書かれている内容以外に、今の質問に対して、事業者様から御意見があればお願いしたいと思っています。

[環境コンサル]

建設環境研究所の徳永と申します。第2章の事業区域の設定の考え方がおかしいということに関しましては、今後方法書段階の事業区域の絞り込みのところ、御意見を踏まえてしっかり説明できるような形で修正をさせていただきたいと思っております。

もう1つ岩手県自然環境保全指針のAとBのエリアに関しましては、回答にもお示ししており、A区域につきましては、指針の保全方向に準じて原則回避するような形で、B区域につきましては、B区域に設定された原典となる資料があるかと思っておりますので、そちらを岩手県さんにしっかり確認して、資料の内容を把握した上で、今後の調査・予測・評価の手法を検討して、お示しさせていただきたいと思っています。

[前田委員]

また全く話がかみ合っていないようですが、この候補の選択がおかしいという話です。今後方法書で絞り込むという話ではありません。そちらをきちんとやりますという回答でしたけど

も、それ以前のことを指摘しています。まず指摘した内容が本当に理解できているのかというところから心配で、それが理解できていないと審査会をしても意味がないということになりますので、そこはどうかしていただきたいと思います。

[会長職務代理者]

複数案の考え方という点について、事業者さんの方から、今の前田委員の質問に対してコメントをいただけますでしょうか。

[環境コンサル]

建設環境研究所の徳永でございます。複数案というような形で御認識いただいているかと思うんですけども、配慮書 15 ページで、適地 1 から 3 をお示ししておりますが、こちらは風力発電機の配置検討にあたって適地とされるような丘陵地を機械的に抽出したものでございます。この点に関しては複数案という考えで抽出したものではありませんので、本件に関しては広めに設定するタイプの複数案というふうに認識してございます。

[前田委員]

要するに、初めから適地 1 を考えていて、適地 2 と 3 は後付けで、こういうところもあるけれど、ここは駄目だという言い訳のために付けた、そういう理解になりますがよろしいでしょうか。

[事業者]

まず適地 1、2、3 で選ぶ時の 1 点目、事業性というところで御指摘があったかと思いますが、事業会社として、まずどこに置くかという観点からいくと、置かないところで検討しても意味がありませんので、現実的に置けるところとして「風況」で事業性を検討しております。指摘の 2 つ目、保全区分 A、B についても、こういった要素をもって選定しているという形になります。3 点目の住居から 500 メートルという点に関しては、粗密部分が入っている理由が不明ということだったんですけども、全て除外することができなかったというのは事実ですが、影響が低いであろうまばらな地域を選定させていただいて、実際には今後風車の設置範囲は限られてきますので、除外するという形で考えております。

[前田委員]

事業性はこの配慮書の前の段階で考えていただいて、事業ができるところをきちんと数ヶ所選んで、その環境面について評価して、最も影響が少なそうなところに決めるというのが本来のプロセスですので、それをやっていただきたいと思います。そもそも最初にそれをやらしてもらえますかというふうに聞いたところ、その回答がありませんが、やらしてもらえますか。方法書でやるのではなく、配慮書でやるということです。

[環境コンサル]

建設環境研究所の徳永です。適地 1、2、3 の環境への影響を現段階で比較検討して、それをお示しするという理解でよろしいでしょうか。

[前田委員]

候補地がまた同じ場所になるのかは分かりませんが、そういうのが複数案の検討になります。

[環境コンサル]

この審査会には間に合いませんけども、別途資料を作成して、まとめたものを送付させていただくということでしょうか。

[前田委員]

はい、よろしくお願いします。

[環境コンサル]

承知いたしました。

[会長職務代理者]

それでは方法書に入る前に、候補地の環境を調べていただいてそこから絞り込んでいくと。配慮書の本来あるべき形をとって、それを別途資料提出という形でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。この複数案の件につきまして、他の委員の方々から何か御意見等ございますでしょうか。なければ次に移りたいと思います。3番から8番までが想定区域に関わる内容になっております。まずは3番、伊藤絹子委員の方から追加の質問等ございますでしょうか。

[伊藤絹子委員]

御回答ありがとうございました。地域森林計画のホームページから引用いただいたようですが、私としましては、そのことを踏まえてどのように考えていらっしゃるのか、その辺を要約して示していただきたいと思っております。地域森林計画があるということ踏まえての事業者さんの考えや対策を今簡単に御説明いただけますでしょうか。後日でも結構です。

[事業者]

いただいた質問に関しまして、後日確認させていただいて、要約したものを御提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

分かりました。よろしくお願いいたします。

[会長職務代理者]

それでは想定区域について、続けさせていただきます。4番と5番は伊藤会長からの御質問ですが、まだ来られておりませんので、6番私の方からの質問になります。事業者の回答の中で、「区分Aを除外するとともに」と書かれておりますが、区分Aのところは完全に除外するということですか。区分Bは回避又は極力低減するよう検討するということですが、Aは「除外」

とありますので、除外という解釈でよろしいですか。

[環境コンサル]

原則除外というような形で考えております。ただ今後の調査計画にも関係してきますので、Aに指定された出典、一次資料の方もしっかりと確認させていただいて、それに記載されている環境情報、内容を踏まえた計画ということで一旦理解いただけたらと思います。

[会長職務代理者]

「原則」と書かれているところが引っかかりました。区分Aはもう候補地として除くということ、ここでは明言しているのかなという解釈だったのですが、Bの方は、そういったものを考慮しながら、場所によってはBのメッシュの中でも使えるところはあるというようなことがあるという意味合いだと読み取ったのですが、「原則」と言われてしまうと、何でも「原則的には」で通ってしまうので、そこの確認です。もう一度聞きますが、どうでしょうか。

[事業者]

自然環境保全指針に「原則」という言葉があったので、それを引用させていただいているところはあります。基本的には除外という方向ではあるのですが、調査の方はさせていただいて、どのような種があるのかとか、その辺を出典から丁寧に確認させていただきたいと思っております。その上で、Aが何かにもよりますが、それが周辺に広がっているかもしれないですし、それが縮小されているのかもしれないということもありますので、後日確認させていただいて、方法書以降でしっかりと対応させていただきたいと思っております。

[会長職務代理者]

「原則」という言葉を使ってとなると、まず調査等を実際に行っていただいてどういう環境が区分Aになっているか、調査いただくのはよろしいと思っております。ただ、原則そこは使わないという方向で進めていって欲しいなと思っております。よろしく申し上げます。

そして今リモートの先生から、事業者さんの声が途切れ途切れに聞こえるときがあるということでしたので、以降、ゆっくりそして大き目の声で回答いただければと思います。よろしくお願いたします。

[永幡委員]

今のところでいいですか。基の岩手県の資料に「原則」と書いてあるという話でしたけれども、岩手県としては、「原則」でないのは何なのかということをもまずはっきりさせたい方がいいのではないかと思います。「原則」を違う意味で使っていたら、結局最後水掛け論になってしまうだけなので、もともとの資料でどういう場合が原則でなくなるのかということもここまではっきりしといて、それに当てはまらない場合は、事業者の方は一切手を出しませんということをおっしゃれば、すっきりするのではないかと思います。

[県自然保護課]

今委員から御指摘のあった件ですけれども、原則避けていただくということは考えておりま

すが、詳細につきましては後日、担当課としての考えをまとめた上で回答させていただきたい  
と思います。よろしくお願いいたします。

[会長職務代理者]

ありがとうございます。それでは続けさせていただきます。7番と8番についてですけども、  
本日櫻井委員、高橋専門調査員は御欠席ですので、他の委員の方から質問等あればお願いした  
いと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。  
9番、累積影響につきまして、伊藤絹子委員の方から質問等あればお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

御回答ではこれから検討するということでしたが、やはりこの場所はかなりたくさんの風  
力発電の計画がありますので、なるべく早い段階できちんとした対策を考えていただきたいと  
思います。御回答で「景観」、「動物（渡り鳥）」という要素が挙げられていますけれども、これ  
だけではなくて、やはり水源涵養林とかそういった問題に対する影響なども大きいと思います  
ので、あまり絞り込まないで、きちんとした累積的な影響についての対策なり、そういう情報  
は集めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[環境コンサル]

御意見ありがとうございます。環境影響評価の項目に応じて適切に対応させていただきたい  
と考えております。御指摘いただいた水源涵養など、そういった点につきましては、アセスの  
中でどういった対応になるかというのは今のところ事例がない状況ですので、今後最新の情報  
等踏まえて、適切に対応させていただきたいと考えております。

[伊藤絹子委員]

ありがとうございます。累積的影響に関する文献とか情報は私もチェックしていますが、あ  
りますので、その辺もきちんと調べていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします  
ます。

[会長職務代理者]

それではよろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。そ  
れでは次に移りたいと思います。次は10番から13番までが騒音に関わる質問になっておりま  
す。10番のところ伊藤会長はまだいらっしゃらないので、11番平井委員の方から追加で質問等  
あればお願いいたします。

[平井委員]

追加の質問はありません。住宅を取り囲むように風車が建つことについて、方法書以降でそ  
れらの危険性を踏まえて検討するということですので、方法書で説明いただけたら十分です。

[環境コンサル]

御意見ありがとうございます。方法書以降で、なるべく事業者としての見解といたしますか、

今後の取組を記載させていただきたいと思います。

[平井委員]

よろしく申し上げます。

[会長職務代理者]

次に12番につきまして、石川委員の方から質問等お願いします。

[石川委員]

事業者さんの方でも2019年の文献を確認していただいて、騒音の寄与分が大きくなることは把握しておられるということは分かりました。分かりましたが、やはり距離が近すぎることは文献を見ると分かるのではないかと思います。騒音だけではなくて、風力発電機が両方にある圧迫感とか、生活している上での影響というの也被えられるのかなと思って質問しましたので、騒音だけではなくて、生活していく上での視覚的なそういった圧迫感のようなところも健康影響として考えていただければと思います。

[環境コンサル]

建設環境研究所の森田でございます。御意見いただいたとおり、騒音の他いろんな影響があるかと思しますので、なるべく広い観点で検討していきたいと思ひます。圧迫感も住民の方にとっては大きな問題だと思ひます。アセスの通常の項目にない中で、評価の仕方というの、ほとんど前例がないかと思ひますが、御意見踏まえまして、対応を検討していきたいと思ひしております。特に住民へ説明とか、その辺のコミュニケーションが大切なのかなと今漠然と思ひていますが、考えていきたいと思ひます。

[会長職務代理者]

他の委員の方から何か御意見等ござひますでしょうか。それでは続きまして、13番永幡委員お願ひいたします。

[永幡委員]

事業者から回答が出ていますけれども、とりあえず環境省にせよWHOにせよ、すべてアノイアンス（わずらわしさ）の話しかしてない。それしか科学的には分かっていないということをもまず強く認識していただきたいと思ひます。

この健康影響に関しては、日本語で読めるものだとこれが一番手に入りやすいので、音響学会誌の方を挙げましたけれども、少なくとも睡眠障害が出るのではないかとやわれていて、それが2キロ以上離れている人と、1.5キロ離れている人、そこでもう有意な差が出ているようだという話もあります。そして、睡眠影響というのは、そのまま死亡リスクに繋がる問題です。アノイアンスの話だけしてそれでOKということは間違っても思わないでください。最新の科学的な知見というのは、おそらく当面は論文みたいな形でしか出てこないと思ひます。結局のところ、風車の近所に住んでいる人というのは数が限られているので、十分な疫学的な知見を得ようと思ひると、極めて大規模な調査をしない限り出てきません。だから結局WHOも環境省



も認めているとおり、健康影響の知見はよく分からないというしかない。そういうところに健康影響のことを考えずにアノイアンスだけで評価して、大丈夫です、建てますと言ってしまって本当に大丈夫なのか。それは科学的に考えて本当に大丈夫なのかということをきちんと評価した上で、この後の過程を進めていただければ結構かと思います。

[環境コンサル]

御意見ありがとうございます。基本的に国内の基準、ガイドライン、指針等がある場合はそれらと比較してアセスメントの検討を進めて参ります。おっしゃる通り、それで全く問題はなから大丈夫と言って、以降終わりということは考えておりませんので、まずアセスメントをして、国が定めた指針を満足しているかどうかといったことで、検討して参りたいと思います。その後、実際に建てた後にやはり眠れないとか、地元の方から御意見いただくことになりましたら、しっかり調査して、必要な対策は取らせていただきたいと思いますと考えております。

[会長職務代理者]

はい。その他騒音についてですけれども、何か質問、コメント等ある委員はおりますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に移ります。14番から16番が水環境になります。14番、15番は伊藤会長からの御質問ですので、16番伊藤絹子委員から質問等ございましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

御回答ありがとうございます。この辺渓流域ということで、やはり樹木とかそういった観点との結びつきが非常に強いところだと思いますので、御回答にあったように、なるべく低減する方法を考えていただくということを改めてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

[環境コンサル]

御意見ありがとうございます。水環境、渓流域、溪畔林につきましては、回答させていただいているとおり、影響を回避・低減するような方針でございまして、具体的な内容につきましては、今後方法書以降の図書にお示しさせていただきたいと考えております。

[伊藤絹子委員]

よろしく願いいたします。

[会長職務代理者]

それでは、水環境につきましてその他質問、意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に17番地形地質について、大河原委員の方から追加で御質問等あればお願いいたします。

[大河原委員]

当該地区の軽石質火山砕屑物は強度的に注意が必要ですので、調査等されてきちんとデータ

を蓄積されてください。この点、もし今後の調査で今のうちから考えていることがあれば、御説明いただけますか。

[建設コンサル]

日立パワーソリューションズの工藤と申します。まず風車の配置等を決めて、その後風車位置に向かってボーリング調査などを実施していく予定で考えております。

[大河原委員]

今回配慮書の段階ですので、今回触れたところを、今後再度質問することになると思いますので、よろしく願います。

[会長職務代理者]

その他、地形地質につきまして、質問コメント等ある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に18番植物に関して、伊藤絹子委員の方から質問等あればお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

二酸化炭素の吸収源としての値は本当に小さいものですが、やはり酸素を産出してくれるということで、この森林の役割は非常に大きいものがあります。ですので、値としては小さいですが、きちんと生態系としての役割があるということ意識していただきたいので、質問させていただきました。今後も値の大小にかかわらず、この近隣の生態系やそこを取り巻く環境というものに対して配慮を行っていただきたい。その辺を今後検討していただきたいと考えております。

[環境コンサル]

御指摘ありがとうございます。御質問いただきました二酸化炭素の吸収量につきましては、方法書以降の図書で概算値をお示しするとともに、準備書以降では具体的な改変面積を含めて詳細に計算したものを掲載する形で対応させていただきたいと思っております。

また、動植物、生態系への影響につきましては、準備書以降の図書で実際に調査・予測・評価した結果を具体的な形でお示しする予定でございます。

[伊藤絹子委員]

ありがとうございます。随所でそういった意識があるということ具体的に示していただければと思います。

[会長職務代理者]

はい。植物に関してですが、23番に森林保全課さんの方からも意見がありましたけれども、こちらは別添資料2に示していただいておりますので、これでOKということにさせていただきます。植物について他にございませんでしょうか。なければ19番人と自然との触れ合いの活動の場について、永幡委員からお願いいたします。

[永幡委員]

事業者さんの回答で表面的な文言に関してはこれでいいのだろうと思いますけれども、念のために申し上げておきますと、人触れのところの静けさというのは、必ずしもその騒音レベルで評価できるものであるとは限りません。例えば芋煮をするようなところだったら多少うるさくても問題ないということもありますので、きちんとそれぞれの場に合わせ、適当な指標で評価するように、そこの提案をしていただくようお願いしたいと思います。

[環境コンサル]

御意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおりの利用状況にもよって違うと思いますし、環境基準だと住居の中にいる人に対しての基準ですのでそれを使えないというのを踏まえて、今後調査の中で検討していきたいと思います。

[会長職務代理者]

それでは人触れにつきまして、その他質問、意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは次に20番防災についてです。伊藤会長の方から質問が出されておりますが、土砂災害警戒区域に関するところで、大河原委員の方からありますか。お願いします。

[大河原委員]

土砂災害警戒区域について、御回答が「改変を避けることで影響を回避する予定です」ということで、要するに触らないという意味に取れるのですが、それであれば想定区域から外したらどうでしょうか。例えば、配慮書187、188ページのところに砂防指定地がありますが、想定区域の下のところになんとかかかっているだけで、その部分も、丸くくり抜いたような形をしています。機械的に抜いているだけなのであれば、もう少し丸を大きくして、いつそのこと区域から外してしまうのはどうですか。事業区域から外さない理由があるのでしょうか。砂防指定地だけではなくて土砂災害警戒区域等についてもですが、いかがでしょうか。

[事業者]

御質問ありがとうございます。特に理由はございませんので、外させていただきます。

[大河原委員]

防災系の指定地に関しては、この想定区域から外すということによろしいですか。

[事業者]

はい。

[大河原委員]

分かりました。

[会長職務代理者]

はい。その他、防災に関係しているところで、御質問等ございますでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。21 番土地利用に関する質問で、平井委員からお願いいたします。

[平井委員]

事業実施想定区域の土地所有者の方々に現段階で交渉を進めていらっしゃるようですが、実際、土地貸借の関係が結べることが見通せないとなかなか事業も進められないと思います。かなり早い段階でこの問題は解決しないといけないところだと思うのですが、現段階で完全には目途が立っていないような状況なのでしょうか。

[事業者]

御質問ありがとうございます。全てに関してはまだ同意を得られていないのですが、この検討している区域のところでは、概ね目途はついてきているのかなというふうに考えております。

[平井委員]

ざっくりと何割くらいとありますか。

[事業者]

割合の捉え方にもよりますが、我々の交渉している感覚としては6割、7割ぐらいは進めているかなと思っておりますけれども、書面という形でいくとまだそこまでは到達していないという状況です。

[平井委員]

分かりました。これから大変そうな気がしますけれども、反対されている方はいらっしゃるものでしょうか。

[事業者]

現時点では、そのような声は聞いてはいない状況です。

[平井委員]

分かりました、ありがとうございます。あと一つだけコメントです。この地域の具体的なところを把握していないので、一般論ということになりますが、森林は基本集落で活用するようなことが多かったと思います。私有地に見えるけども共有林的に使っているということが多いと思いますので、そこら辺の歴史的なところを調べていただいて、もし集落の共有林とかで活用している側面があれば、集落を通して相談するという形をとっていただければと思います。

(伊藤歩会長が出席されました。)

[会長職務代理者]

事業者様よろしいでしょうか。それでは土地利用に関しましてこの他に御質問や御意見、コメント等ある委員の方いらっしゃいましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは22

番文化財について、伊藤会長が今来られましたので、もし追加で質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。伊藤会長から様々質問が出されてはいたのですが、一通り進みましましたので、このまま進めさせていただきます。その他公開部分につきまして、この事前質問以外で質問等はございますでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

フォトモンタージュの資料が送信されてきましたが、この件は非公開の方がよろしいですか。

[事務局]

資料は非公開ですが、質疑は公開のままで構いません。

[鈴木委員]

分かりました。フォトモンタージュを拝見する限り、ほとんど風車の形が視認できないというように解釈すればいいのかなと思いましたが、1点確認したいのが夜間の照明です。風力発電所では夜間に航空機の安全のために点滅照明がなされていることがあります。ここの風力発電所で夜間に照明を点滅させることが予定されているのかどうか、天文台からその明かりが見えてしまうかどうかというのは、おそらく配慮が必要な事項に入ってくると思うので、今のうちに伺っておきたいと思うのですがいかがでしょうか。

[環境コンサル]

風車の照明につきましては航空法に基づいて照明設置される予定になっております。ですので、当然ひろのまきば天文台から視認される風車につきましては照明についても視認されるものと認識してございます。今後の調査・予測・評価につきましては、夜間照明がどういった予測をするかというのは事例がないものですので、どういった形になるか分かりませんが、そういったことも検討して図書の方に掲載させていただきたいと思っております。

[鈴木委員]

分かりました。よろしく申し上げます。

[会長職務代理者]

ありがとうございます。その他、公開部分でございませうか。なければ希少動植物等に関係する部分などを審議するため、一旦会議を非公開といたします。事務局は傍聴の方を会場の外に誘導をお願いいたします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導しました。引き続き非公開部分の審査を行いました。)

[会長職務代理者]

それでは最後になりますけども、公開部分につきまして質問等し忘れた委員の方はいらっしゃいませんか。リモートの委員の方もよろしいでしょうか。それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件配慮書に関

する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で議事の(1)の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。退席されて構いません。次の審議は14時15分から開始したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## (2) (仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書について

[伊藤歩会長]

それでは審議を再開いたします。進行は私、伊藤が続けさせていただきます。議事の(2)「(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況を説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。

それでは順番に確認していきますが、最初が想定区域のところになります。最初に私の方から一つ質問させていただいておりまして、工事車両が入ってくるルートになりますが、ここで聞きたかったのは実施区域内のところでどのように車両が通るのかということでした。御回答では外の方からのアクセスが示されていたので、この辺りの情報については評価書でしっかりと示していただければと思います。大分広い範囲になっていまして、特に南側は風力発電機を設置しないにもかかわらず区域が設定されておりますので、その辺りをお願いしたいと思います。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。望まれる回答ではないということで、大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、評価書できちんと図の情報も掲載したいと考えております。よろしくお願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。このルートに関して他に御質問はございませんでしょうか。それでは2番、前田委員からの御質問ですけどもいかがでしょうか。よろしいですか。続きまして3番、前田委員いかがですか。

[前田委員]

南側のサイトについて、事業性があるにもかかわらず、自然環境や住居等を考慮して北側に絞ることにしたという回答でしたので、そのように配慮していただけるのであれば、西サイト

もということで削減をお願いしました。そうしましたら、西サイトは削減しないという回答だったのですが、削減してもらえれば自然環境への影響が低減しますので、ぜひやっていただきたいと思います。なぜ南サイトはできて、西サイトはできないのか、説明をお願いします。

[事業者]

御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、方法書段階から、調査・予測・評価を実施してきた中で、事業を行うにあたって、どこをどのようにしたらより良くなるのかということを考えながらレイアウト等も含めて検討してきたところですが、ここからまたいただいた御意見を尊重しながら検討していきたいと思っておりますが、予測・評価などの結果からこういう形にさせていただいている中で、評価書に向けて西側を進んで減らしていくということは、現時点では考えていないところでございます。

[前田委員]

そうしますと、現時点では無理でも将来的に削減は検討できるということでしょうか。

[事業者]

今回いただいた御意見は当然反映させていただきたいと思っておりますので、そういう意味では可能性はゼロではございません。ただ、評価をした結果でのことではございますので、できればこの形で進めさせていただきたいと考えております。

[前田委員]

南側サイトで何か重大な自然関係の影響が指摘されて、それを避けるために削減したというような話は聞いていないのですけれども、「一般的に面積を縮小すれば、それだけ自然への影響が少なくなる」ということを考えてやられたという回答があったかと思えます。その考えでいけば、西サイトも自然に削減方向に行くかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

[事業者]

当然それも全て含めて方法書段階から検討してきた中で、南側を大きく削減するという形で方針を決めさせていただいたところですが、そこを検討しなかったというわけではないのですが、総合的な判断の中でこういう形にさせていただきました。

[前田委員]

はっきり言いますと、南側サイトの削減は、自然環境に配慮して事業をしたいけれど、やむなく削減したのではないかと思います。そもそも絞り込みの過程の一つとして、南側がなくても事業を十分できるから不要なサイトを削減しただけであって、それを住居や自然環境へ配慮したというように回答されるのはどうかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

[事業者]

我々としても、配慮書、方法書と進めてきた中で、特段南側が不要と考えていたわけではなくて、当然事業の中で、より良くということで削減をさせていただきました。予測評価の中で

ここを削減したのであり、もともと不要だったということではないということは、御説明させていただければと思います。

[前田委員]

分かりました。そういうお気持ちがあるのであれば、西サイトも不要ではないと思いますが、削減の方向で進めていただければと思います。小さければ小さいほど、影響は少なくなります。そのような方向で頑張っていただきたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。貴重な御意見として承らせていただきます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他に想定区域のところで、追加で御質問等ございませんでしょうか。それでは続きまして工程計画等のところになりますけども、4番は私からの質問ですが、ここについては御回答のとおりで理解いたしました。5番につきましても、ルートについて説明してくださいということで、補足の資料をいただいておりますので、了解いたしました。それから6番は大嶋委員からの御質問ですけども、大嶋委員いかがでしょうか。

[大嶋委員]

これで大丈夫です。

[伊藤歩会長]

分かりました、ありがとうございます。その他に工程計画等で御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので次に進みます。続きまして7番騒音ということで、私からも質問させていただいておりますけども、もしよろしければ、永幡委員から追加でございましたらお願いしたいと思います。

[永幡委員]

はい。LA5のことを書いてきちんと計算してくださったのはいいのですが、そもそもどうしてLA5を測るのかを分かった上でやっていたらっしゃいますか。LA5という指標がなぜ世の中に存在するか分かった上で書いていらっしゃるのでしょうか。

[コンサル]

建設機械の場合は、等価騒音レベルの平均的な概念では測りづらい一時的に大きく出る音を考慮するという目的かと思っています。いろいろ目的があると思うのですが、一つそういう視点があるかと思っています。

[永幡委員]

一時的に変動が大きいときに、大きな音がどれぐらい聞こえるかというのが極めて人にとって影響を与えるからで、もちろん離れているから LA5 はどうかということは一方で大事ですけ



れども、それだけで全てが言えるわけではない。ただ、工事のようにこういう突発的なものが発生するときには、結局大きいときに何が起るのかが分かっていないと、本当にそこで何が起るか分からないわけです。結果を見せていただいたところ、確かにこれぐらいのレベルだったら、十分許容な範囲だと思いますけれども、結果オーライで、そうでなかったらシャレになっていないと思います。なので、やはり工事をすることを考えたら、もともと何のためにLA5でやるということが世の中で定められているのかを考えた上で、今回みたいに、どこが境界だから分かりにくいとか、そういう時であれば、測れるところで、確実にいえるところで、かつ、住民にとって最も利益のあるところで測るというのは当たり前で考えていただかないと、環境影響評価ができたとは言えないのではないかと思います。この評価で準備書が出してしまったので、もう評価書できちんと書いてくださいとしか言いようがありませんが、他の事業をやるときにも、同じようにきちんとしていただきたいと思います。あと、AAの基準で見ていただくとか、このようにやって欲しいというところに関しては、基本OKです。

最後に、健康影響の問題ですが、健康影響はよく分かっていません。アノイアンスのみが何となく分かっている。ただし、今日追加で出してもらった資料やWHOのガイドラインに述べられていますけれども、それでもまだ暫定的としか言えないぐらいにしか分かっていません。ただ最低限このくらいは見ておきましょうというかなり妥協の策で出ている話です。これだけを守れば、住民に健康被害が出ないわけではない、ということをもっと強く認識していただきと思います。一番大事なのは、それで被害が万が一出た時はどうするかという話だと思うのですが、その辺どう考えているのか教えてください。

[事業者]

ありがとうございます。こちらにつきましては、事後調査を行わせていただきながら、また住民の皆様とも、今後質疑対応しながら、どういうことが起きているのかも含め、確認しながら運営を含め進めていきたいと思っております。

[永幡委員]

最悪の場合止めるということも含めて考えていただけるという理解でよろしいですか。

[事業者]

そちらにつきましても事後調査の中で話し合いをしながら対応していくという形で考えておりますので、「現時点でこうする」ということはお伝えできませんが、対応の中で、どういう状況なのかをしっかりと確認しながら進めていきたいと思っております。

[永幡委員]

もともと科学的によく分かっていないところに起因していますが、一番心配なのは本当のことは実際に動かしてみないと分からないということだと思っております。なので、その意味で最悪のことが万が一起きてしまった場合、どうするのかということに関しては明確に分かるように、住民の人たちからも「だから、いざというときは大丈夫なのだ」と思ってもらえるような、そういうことをきちんとして評価書には書いていただきたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。貴重な御意見として参考にさせていただきます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他に騒音のところ、追加で御意見等ございませんでしょうか。それではないようですので、次の水環境の方に移りたいと思います。水環境で私からいくつか御質問させていただいておりますけども、少し飛びまして、21番の追加質問のところ、沈砂池からの流出水について、やはり雨が降っているときだけ評価するというのではなく、降雨後もきちんと評価していただきたいということで、評価書で検討されるということでしたので、そのようにお願いしたいと思います。その他、伊藤絹子委員から御質問がありますけれども、いかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

いただいた御回答で結構です。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。それではその他、水環境について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではないようですので、次の地形地質に移りたいと思います。大河原委員から、御意見等ございましたらお願いいたします。

[大河原委員]

26番から31番まで私からの質問ということになりますが、26番、27番は、こちらの回答で分かりました。28番は、「締固度Dcは90%以上を目標と致します」ということになっていますが、このDcの測定について、どのような評価法にするのか、もし分かれば教えてください。

[事業者]

申し訳ございません。こちらは建設の設計などを行っている会社さんと相談しながら回答させていただいた部分になるので、詳しい回答は現時点で持っておりません。申し訳ございません。

[大河原委員]

いろいろな測定方法があるものですから、どれでDc管理をするのかと思って伺ったところです。次の段階でもいいので、その辺の情報を入れておいていただければと思います。

[事業者]

ありがとうございます。そのようにさせていただければと思います。

[大河原委員]

あと、29番につきましては、すべてN値の換算値だけになりますでしょうか。要はこれ、実際の強度を求めているわけではなくて、標準貫入試験から得られた値から推測でやるというこ

とです。実際に測定してやるということはお考えではないのでしょうか。一軸圧縮強度を直接測定しませんかという質問になります。

[事業者]

土木工事だと詳しくないもので、申し訳ございません。ボーリング調査という形では今後、各箇所ですべて調査をした上でやっていくということはこの場でもお答えできるのですが、専門的なところについてはこの場ではお答えできません。申し訳ございません。

[大河原委員]

承知いたしました。30番のところですが、先ほど、別添資料9のボーリング柱状図及び写真等室内試験結果を拝見しました。火山灰質土とマサがあって、いろんな値があるのですが、マサの崩壊で、含んでいる鉱物によって崩壊の仕方が違うということがありますので、こういったところで粘土化しているような鉱物の分析を次の段階で入れておいてもらえばと思います。要するに一般的にはこれでよろしいのですが、特にマサについては、少し注意をしておいた方がいいということです。鉱物の分析をやるようであれば、できれば見せていただきたいと思います。

31番につきましては、必要に応じて購入土を検討するということですので、購入土を利用する場合は、その情報を入れてください。それと、少しお聞きしたいのですが、例えば準備書の20ページ、改変区域図があり、風車の16号機の切り盛りの図がございます。こういった斜めに盛るようなところは非常に施工が難しいのですが、こういったところでどのような配慮をお考えなのか。前のページの13号機なんかも、結構深めの谷の地形になるのではないかと思います。これは谷埋め盛り土になるのですが、こういったところも結構深くなりますので、切り方それから盛り方の勾配を何割にするつもりなのか、そういったものがもし分かれば教えてください。

[事業者]

申し訳ございません。設計に関しましては、詳細設計ということで、ゼネコンさんの方で設計をし直している段階でございます。基本的に、盛り土の部分に基礎を置くことは極力減らす方向で調整をしております。勾配など、詳細についてはまだ設計中なので、回答できないような状況です。

[大河原委員]

分かりました。センターには、おそらく杭を打たないのではないかと思います。例えば、要約書の15ページに一般的な図面が入っておりますが、周囲に杭を打っていくタイプでやる。多分基礎まで打ってくると思うのですが、平地になった切土は非常に安定するのですが、斜面のところをこれに乗せる前の設計指針というのがはっきりしていないというのがあるので、今後、いろいろ情報を出していただきながら、こちらからも指摘させていただければと思います。

[事業者]

かしこまりました。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。地形地質のところはよろしいでしょうか。建設分野のことになるかもしれませんが、やはり災害が起こらないように注意して、事前に把握していただければと思います。よろしくお願いします。それでは、次の 32 番からは風車の影ということで、私の方から質問させていただきました。回答で別添資料 10 というものを示していただいています。これはどのように見ていけばよいのか、簡単に説明していただけますか。

[コンサル]

別添資料 10 ですが、海外のガイドラインを参照しますが、まず風車の影のシミュレーションをしまして、影が多くかかるような住居を対象に、現地を見に行っただけのも、シミュレーション上では、どうしても遮蔽の効果を細かく見ることはできません。そこはなかなか数値化をするというのは難しいので、少なくとも現地で、例えば開口部から風車方向を見たときに、どの程度遮蔽があるかというところを定性的に把握するために、100 地点程度について、まとめさせていただいたものです。

実際、シャドーフリッカーのガイドライン値となっているものは、開口部から室内に入ってくる光の明暗がどれぐらいかかるかというところでして、これは住居の方に御協力いただいて、住宅の敷地の開口部のところから住居を見た写真を極力撮影したということになります。「極力」とは、どうしても「敷地内はちょっと。」ということでお断りされた民家もありますので、そこは周囲の公道から撮影するなど、極力、開口部の方から事業地方向が見えるような形で、写真を撮ったというところです。

基本的には概ね地形や周囲の木に遮蔽されたという状況は確認されました。ただ、完全遮蔽とそうでないところがありまして、あとはどうしても今後の伐採の可能性なども否定はできないので、現時点での状況にはなりますが、今の予測で「影が比較的にかかる」というように予測された 100 地点程度について、状況をまとめたという形になります。膨大な資料になってしまうので、一つ一つの御説明はいたしません。そのような方針でこの資料をまとめております。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。それから 33 番は齊藤委員からですが、いかがでしょうか。

[齊藤委員]

御回答の内容は理解します。環境を総合的に判断して配置を決めるということも当然ですし、45 基の予定が 31 基に減っているということで、物理的にも影の影響が出てくる戸数や時間帯も減っているのだろうということも理解できました。

ただ、配置を決める際に、例えばこの 31 基と決める前にもっと箇所があったかと思えます。そのエリアを含めてということではなくて、近隣でこのあたりでもいいのではないかという、そういった考え方を持って配置を決められたのかなと思うのですが、その時に、影の影響というのはどの程度考慮されるのだろうかというのが気になりました。というのは、決めた後、「影

はこれぐらい出ますよ」という結果を出せば、物理的に戸数とか時間が導けるのですが、ここでシミュレーションはしたのでしょうか。例えば 100 メートル離れたところにも候補地があったとして、そしたらその時に、影はどうなるのだろうかといった確認作業のようなものはされているのかどうか、そこをお聞きしたいのですけれど。影に限らずでもよいのですが、どうでしょうか。

[事業者]

御質問ありがとうございます。基本的に配置をしていく中で、一つ一つ影をシミュレーションしてということまでは、正直できていないところでございます。そういう意味では、複数候補地があった場合は、極力民家から離れたところの方がより影響は少ないだろうというところから考えていくという方法で配置などは検討させていただいております。一つ一つの場所について、毎回シミュレーションを行ってという形ではできてはいないのですけれども、影響が少ない方ということは当然の観点として、レイアウトは考えさせていただきました。

[齊藤委員]

実際設置に関して一つ一つを繰り返し試行錯誤しながら決めていくというのは、やり方としてはものすごく時間もかかるし、そういうことをやられていないというのは、十分分かってはいるのですけれども、やはり実際、影にかかってしまう家においては、建ってしまってからでは遅いということがありますので、例えば建設する前に、一基ごとでなくてもいいのですが、何かしら確認作業のようなものが入れば、もっといいのかなと思いました。別の環境に配慮するということも踏まえてなんですけども、評価書の中で、本当にここの配置でベストなのだというような確認が書かれていると納得できるのかなと思いました。これはコメントです。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それでは次に鳥類の質問です。34 番以降、前田委員からお願いします。

[前田委員]

まず 34 番の前半の方ですけれども、方法書の審査会で、鳥類調査について指摘があって、それを受けて新たな調査をしたということなのですが、今回の準備書を見ると、十分調査をされてないのではないかとということで質問しました。その結果、ヒアリングをして、これでいいと言われたということでしたが、ヒアリングされた日付について、今分かりますでしょうか。もし時間がかかるなら、後程でもいいです。

[コンサル]

後程お願いします。

[前田委員]

あと後半ですけれども、調査からかなり期間が経ってしまっているということで、状況が変わっているところが心配です。ミサゴ、ノスリなどの営巣地は変わるので、そこについては再

調査していただくということになってはいますが、それだけではなくて、鳥類の行動範囲なども変わってきますので、あまり時間が経つとやはり問題ではないかと思っております。特に前倒し調査で早めに調査を終わらせているために、それだけ期間が空いてしまっているということで、普通に調査をしていけばここまで期間が空かなかったのですが、前倒しをして、早くやろうとされたのでしょうか、その結果、また調査の必要が出てしまうということになっていきます。そのあたりの計画をもう少し考えて、必要な部分は追加調査をしていただければと思います。

[コンサル]

先ほど御質問いただきましたヒアリングをした日時についてですが、平成 29 年 8 月 9 日に実施させていただいております。

あと、評価書に向けてというところになりますが、営巣地の確認は再度させていただきたいと考えております。そちらの方は、実施に向けて今調整を行っている状況でございます。

[前田委員]

はい、分かりました。

[伊藤歩会長]

34 番のところはよろしいでしょうか。35 番以降はいかがでしょう。

[前田委員]

35 番ですけれども、調査をしていないという問題があります。猛禽類調査は当然しなくてはいけない調査なのですが、南側のサイトのみで冬の期間やっていて、今回事業地とする北側ではやっていませんでした。そこでやっていただきたいというように言ったのですが、調査されないという回答になっています。調査をしないで済ませるとするのは、これまで聞いたことがないので、さすがにこれはやっていただかないと先に進めないのではないかと思います。もう把握していると言いますが、調査しないでどうやって把握するのか、非常に疑問に感じます。やらないと先に進めませんので、すぐにでも調査をやっていただきたい。これまで十分調査できる期間もありながら、全くやらずにきたというところがありますので、ここはきちんと規定通りにやっていただきたいと思います。

[コンサル]

ありがとうございます。こちらにつきましては、もともと上位性というところで設定した種について、猛禽類調査の日程を設定させていただいております。こちらの地域については、当初は、オオタカ、ノスリを候補として調査日程を検討し、その上で、方法書審査の中で、調査の時期として冬期は設定していないという経緯がございます。その中で、今回の冬期を実施したというところにつきましては、イヌワシの飛来というところがございますので、それについて調査をする目的で、南側の方に定点を配置して調査を実施しております。ですので、調査といたしましては、前提としていた生態系の上位性の把握というところでは、目的は達成しているのではないかと考えております。

[前田委員]

上位性、生態系の評価は、それはそれとしてありますが、それ以前に、まずどんな生き物があるのかということで、一通り年間を通して調査をされるのが普通だと思いますが、それをやらなかったということですか。

[コンサル]

年間を通じてというところでは、出現状況を踏まえて、時期を見直したというところが、実際のところでございます。

[前田委員]

よく分からないのですが、実際調査をしていないわけです。しなくていいという判断はどこから出たのでしょうか。

[コンサル]

回答の方にもお示しさせていただいたのですが、北側につきましては、出現種として主にはノスリ、また、オオタカが見られたところでございます。これらは、春から夏にかけて主な活動時期になってくるかと思しますので、そちらを主な調査時期として把握できているのではないかと考えております。

[前田委員]

春から夏が主な活動時期という言葉にまず、そんな話があるのかと驚きましたけれども、それ以前に、この種以外も調査すれば出てくるかもしれないですね。調査をしなければ、そもそもいるかも分からない。そういう中で、もう把握しているとするのは、どう考えても無理な話ですので、そこを改めていただきたいと思います。

[コンサル]

冬期については、鳥類調査は実施済みとなっております。こちらについても、猛禽類などが確認された場合、記録を取っておりますので、実際には、調査としては妥当であったと判断しております。

[前田委員]

よく分からないのですが、当初、南側を事業地にしようと思って、南側だけで猛禽類調査をすればいいと思っていたのではないですか。それで、何かの都合で北側になってしまって、やっていなかった猛禽調査が今浮上していると、そういうことはないですか。

[コンサル]

はい、そういうことはございません。こちらは、調査地点として北も南も含めて調査を行っております。

[前田委員]

それであれば、南側を調査するときに、北側にも定点を置いて調査をしていれば問題はなかったんですよ。なぜそこで北側を省略してしまったのか。そこが理解できません。

[コンサル]

希少猛禽類の項目にはなるのですが、イヌワシの出現状況を踏まえた調査期間の追加となります。

[前田委員]

イヌワシが出たのは南側ですから、南側だけを調査すればいいと思ったのですね。でも実際南側は事業地にならなかったわけです。北側もイヌワシが出たかもしれませんので、事業地の可能性があるのであれば、そこはやはり調査するべきだったと思います。

[コンサル]

ありがとうございます。イヌワシにつきましては、今回の調査では主に秋に確認されている状況でした。その中で確認されている範囲は割と限定的であったという調査結果をお示しさせていただいております。ですので、この場所がこういった形で使われているのか、イヌワシにとっての重要性という観点で、調査を行っていたところでございます。

[前田委員]

今言われたのは南側で、今回の事業地から外れるわけですよ。そこが問題なのではなくて、調査をしなかったところが問題です。違う地域になりますから、南側だけでやっていたらそれでいいというものではないので、北側もきちんとやってくださいということです。

[コンサル]

ありがとうございます。北側につきましても、冬期については鳥類調査を実施しまして、定点という観点とは異なりますけれども、任意観察調査で平成28年12月19日から22日まで、ラインセンサス法による調査、ポイントセンサス法による調査として実施を行っている状態となっております。ですので、こちらの方も調査期間として含めて考えますと、冬期間というところでは網羅できているというようにも判断できるかと思います。

[前田委員]

そういった代替調査で十分だという理由や根拠がありますか。もしそういうのがあれば、他のアセスでもみんな冬の調査をしなくなってしまうですよ。これを調査するのが基本で、しないというのは普通考えられません。よほどの理由があるなら、それを聞かせていただきたいのですが。当然すべき調査をやらないで終わらせてしまったというのは、あまりにも不自然ではないでしょうか。

[伊藤歩会長]

今、御回答いただいている方は事業者の方ですか。事業者の方のお考えを、ここで聞かせ



いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

はい。これまで配慮書、方法書について環境影響評価技術審査会でも御審議いただいている中で、審議いただいた形で調査を行ってきたと理解をしているところでございます。御指摘のとおり、南側について事業地を削減したというところも含めて、御審議いただいた手法で進めてきたと考えているのが、正直な感想でございます。また、こちらの調査につきましては、環境影響評価を委託しております気象協会さんの方で、きちんとそれをしていただけるということで、これで妥当であるという御説明をいただきましたので、そのように認識して準備書を出させていただいておりますし、我々としても本日ここに臨ませていただいているところでございます。

[伊藤歩会長]

今のやり取りをお聞きになって、北側の調査は十分にやられているということで、よろしいのでしょうか。

[事業者]

御審議いただいた方法の通りやっております、十分やっていたと認識しているところではございます。

[伊藤歩会長]

分かりました。前田委員、いかがでしょうか。

[前田委員]

十分という以前に調査をやっていません。十分という話でもなくて、そこでは冬に全く観察をしていません。何がいかも分かりません。そういう状態なのですが、それでも構わないと言っていますので、それはあんまりではないですかと申し上げています。調べないで「これでいいよ」とそういうことを言っています。「調べなくていい。もう見なくていい。」と、そう言われているわけで、それは問題だと思いませんか。

[事業者]

こちらにつきましては、調べていないというように今御指摘をいただいているわけですが、我々としましては、調査をするにあたって事前に専門家の先生にもヒアリングを行い、また、方法書でどのような調査を行うかを御審議いただき、その上できちんと調査を行ってきたと考えております。御審議いただいた方法書で、追加でやるようにというお話があった調査をやっていないというわけではなく、御審議いただいた上で、専門家の先生の意見も伺ってやっております。我々としましては、きちんとプロセスを経て確認しながらやってきたと考えておりますので、必要な調査をやっていないのではないかというのは、承服しかねると思っております。

[伊藤歩会長]

はい、方法書で出されたことについて、きちんとやられているということです。ただこの準備書の段階で指摘されるということもありますので、それは知事意見を作成する上で検討させていただきたいと思います。前田委員、よろしいでしょうか。また、何かコメントがあればお願いします。

[前田委員]

繰り返しになりますので、結構です。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいですか。それでは他にもいろいろ御質問が出ておりますので、次に進みたいと思います。37番について、いかがでしょうか。

[前田委員]

これも調査に関するものですが、「イヌワシの生息エリアではない」という意見をもらったということは評価書に書くという御回答ですので、これは書いていただきたいと思います。それから、ガイドラインで2営巣期を含めた調査をしましょうとされていて、ほとんどのアセス調査でそのようにやっていますが、ここではどういうわけか1シーズンしかやっていません。これまで十分に期間もあったので、2シーズンやろうと思えばできたと思うのですが、なぜ1シーズンで十分だと判断したのかよく分かりません。もし簡単にその理由が言えるならば、今お願いします。

[コンサル]

1シーズンとした理由といたしましては、こちらの出現傾向というところで、ミサゴ、またノスリの繁殖状況といったところを考慮して設定しております。ノスリやミサゴについては、毎年繁殖が成功するというのが一つ考えられるかと思えます。こちらの方で地域の猛禽類の状況は把握できたのではないかと判断しております。

[前田委員]

毎年繁殖が成功するなど初めて聞く話ばかりで、かなり独自の基準を持っているようで、とてもついていけないのですが、時間がありませんので先へいきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして38番、前田委員お願いいたします。

[前田委員]

38番は結構です。

[伊藤歩会長]

はい。それでは 39 番お願いします。

[前田委員]

39 番は言葉の問題かもしれませんが、風力発電機の衝突リスクを算出して、結構高い予想も出ているのですけれども、それに対して「周辺を広く利用しているから大丈夫だ」というような表記をする、という回答です。鳥が周辺を広く利用しているのは当たり前のことで、周辺にもいるけれど、それでも風力発電機に衝突してしまう、そういう問題が起きているということ全く理解していなくて、「周辺があるのだからそっちに行けばいいだろう」という、そういう意向を感じさせるような表記で、今の世の中ではこのような認識では問題だと思います。この衝突リスクも、もちろん周辺に行ったり回避したりもするけれど、それでも当たってしまう。そういうリスクを出しているの、その上に、「効果があるから大丈夫だ」という、そういう言い訳をされるのは、やめていただきたい。直していただきたいと思います。

[コンサル]

ありがとうございます。記載の内容につきましては、評価書段階でもう少し見直しを行います。

[伊藤歩会長]

それでは、進めてよろしいですか。40 番のところはいかがでしょう。

[前田委員]

40 番はノスリへの影響についてです。半径 500 メートル程度の忌避範囲をお願いしたのですが、そのようにする手法はそもそも知らなかったということで、文献を教えて欲しいということでした。文献ですけれども、『陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題報告書』というのが平成 31 年に出ておまして、これはインターネットでも見ることができます。これは報告書ですが、その中で風車付近における生態系への影響という項目がありまして、様々な種が風車に影響される範囲をレビューしたものが表になって載っております。日本の例はなくて、海外の例を引用していますが、例えばヨーロッパのノスリだと影響範囲 500 メートル、その他でもいろんな種について出ておまして、概して 500 メートルぐらいを目安としたらいいのではないかとようになっております。他の事業でもそういった数値を使って評価しておりますので、ここは 500 メートルを用いて再評価をお願いしたいと思います。

[コンサル]

ありがとうございます。文献を確認いたしまして、半径 500 メートルというところについても記載させていただきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、それでは他に鳥類のところはいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは続きまして植物の方に移りたいと思います。大嶋委員から御質問をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。

[大嶋委員]

簡潔にお答えいただいておりますが、どういう影響があるのかなど、慎重に検討していただきたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。御指摘の通り、慎重に検討しながら進めたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。それでは42番、櫻井委員は本日御欠席されております。それから43番についても、鈴木委員は、今は退室されています。その他、植物に関して御質問がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは続きまして、景観に移りたいと思いますが、齊藤委員いかがでしょうか。

[齊藤委員]

事業者さんの回答ですが、私の説明が不十分だったのかなと思います。ここから選んだ理由が分からなかったというところで、中心から少し右側のところにサイロのようなものがあって、その後ろに風車が見えていると思います。ただ、このエリアでいうと、奥の方に建屋があって、砂利の道路が続いているように見えますが、そこからだったらもっと見えるのではないかと思いました。なぜこの陰に隠れてしまうようなところが景観の位置だったのかというところです。右側の奥の方に平屋の家があって、そこからだったらサイドが隠れずにもっと大きく見えてしまうのかなと思いました。もしこれがすごく見えるのであれば、あえて見えないところを視点にしてしまったと捉えてしまうので、そこが確認したかった内容です。

[コンサル]

回答が不十分で申し訳ありませんでした。最初の回答で、フォトモンタージュを出していただきたいという御要望をいただきましたが、まず方法書の段階で景観の調査地点に設定していなかったため、その時写真が手持ちでなかったというのが一つあります。一方で、ここは騒音の調査地点になっていたため、その時に写真を撮っていましたから、そのときの写真を使って最初の回答で提示させていただいたところです。追加質問でまた御指摘をいただいて、そこで改めて検討はしましたが、騒音調査の実施当時も、ここは牧場の管理用地であり奥に入り込めないという事情がありましたので、これ以上新たに作成ができなかったということで回答させていただきました。おっしゃる通り、工作物の陰に隠れている部分がありますので、そこから少し外れて見える位置まで移動すれば、おそらく0.5度以上は視野角が変わってくるかと思うので、視野角が高くなるだろうというのは、御指摘の通りだと思います。写真の意図としては、先ほど申し上げた通り、今対応ができなかったというのが実態でございました。

[齊藤委員]

はい。もし対応できるのであればお願いします。必ずしも騒音や大気質のポイントが景観のポイントとイコールではないはずですので、あくまでも景観は景観としてポイントを選定する

というのが大前提だろうと思います。その中で、このように景観問題というのは、少しずれただけでも見える、見えないがこういう工作物があると出てしまいますし、あとは植樹帯があるだけでも変わります。夏・冬、木が枯れる・枯れないだけでも変わりますので、やはりそういったところをもう少し配慮いただければいいのかなと思いました。もし評価書の方で、こういったところがお示しできるのであれば、そちらの方でお示しいただきたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。牧場ということで、なかなか入れる場所、入れない場所があるというように聞いているのですけれども、そちらも踏まえまして、極力よい写真を用いるように検討したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。三宅委員お願いします。

[三宅委員]

準備書の中で、発電機の景観配慮色という話がかかれていて、それは別にいいことですが、グレー系というように限定されていますので、そこはきちんといろんなパターンをシミュレーションされる方がいいと思います。評価書ではそこを御検討いただきたいと思います。

街中で言えば最近ではダークグレー、ダークブラウンを基調とするものが増えてきていますし、それが推奨されていますけれども、この規模の工作物においてそれが当てはまるかということに関しては、はっきりとは言えません。景観というスケールで考えたときに、それが妥当かどうかという評価が一番重要になると思います。環境配慮ということは素晴らしいと思いますので、グレー系という断定はしない方がいいのかなと思いました。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。こちらにつきましては、メーカーなどでもグレーの色が一番自然に溶け込みやすい色だということで、我々としてもグレーを基本として考えておりますが、今御指摘いただきましたので、最終的にどうなるということまでは言えませんが、検討はしてみたいと思います。

[三宅委員]

季節でも変わりますからね。あと大きくなると、色の見え方は全然変わります。

[事業者]

ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私からですが、先ほど齊藤委員からの御質問にあった写真について、実際どの地点なのかというのは非公開ですか。公開で大丈夫ですか。

[事務局]

お手持ちの資料を引用して、口頭である程度示していただく分には公開で構いません。

[伊藤歩会長]

はい。今住居の分布などで準備書の 190 ページを見ていたのですが、これで言うところのあたりでしょうか。

[コンサル]

別添資料 12 だと区域が分かりやすいのですが、真ん中の丸でくり抜かれているところです。真ん中の少し南側の丸でくり抜かれているところに 1 軒あって、そこから東側を向いて 180 度ぐらいの画角でこれを撮影・作成しています。

[伊藤歩会長]

現地で見たところですか。

[コンサル]

はい。

[伊藤歩会長]

大分近い気がしたところですね。はい、分かりました。他にございますか。景観に関して、よろしいでしょうか。それでは続きまして、45 番人と自然との触れ合いの活動の場のところになりますが、永幡委員からありましたらお願いします。

[永幡委員]

最終的な結論としてきちんと評価書に書いてくださるということなので、これでいいと言えはいいのですけれども、間違っても元の環境基準などを一方的に持ってくるのはやめてください。もちろんある程度大きな音が大丈夫なところはきちんとそれを書いた上で、騒音レベルで評価すれば十分ですし、そうではなくて、音が聞こえること自体が問題になるのであれば、騒音レベルも情報としては必要ですけれども、どのように聞こえてしまうのかということを、厳密に調査していただけたらと思います。

今日の配付資料No.2-③住民からの意見に対しての事業者見解の 28 ページの意見 3 ですが、こちらを見ていると、「ふるさとの環境を損ないます」、「洋野の山野の景観、低周波騒音」などと書いてあって、これは、そのまま各項目を並べているだけのようにも一見見えるので、どこまでここでの騒音を重く見るべきかというのは、もちろん、それ自体を評価する必要があるかとは思いますが、一方で里山とか山野で求められている静かさというのは、いわゆる普通の生活空間の位置付けとは違う可能性がありますよね。要するに、環境基準というのは基本的には適用区域は都市ですが、そのセンスでしかさっきの騒音のところでは見ていません。それに対して、この発言者のような地域の方々の生活というのは、求めるものというのが違うような可能性があって、彼らの生活を見るという意味では、もしかすると騒音の評価の方では全く

太刀打ちができない可能性があります。ですので、そういうこともきちんと踏まえた上で、里山での必要な静けさとは何かということをも十分評価していただけたらと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。それについても検討しながら進めたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。それでは続きまして、46番の廃棄物ですが、石川委員の方からありますか。よろしいですか。他に廃棄物関係でございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして47番の文化財ですけれども、齊藤委員から追加でございませんか。他の方はよろしいですか。ないようであれば、続きまして48番、地域との関係ということで、平井委員から追加でございましたらお願いいたします。

[平井委員]

特段ございません。玉川集落の方や戸類家の所有者など、風車の土地を貸している方々が多い集落が少し気になるなと思っておりますので、何か問題が発生した時に、フォローをしていただけたらと思います。あと48番、49番から少し外れますが、漁業組合員の方とお話はされているのでしょうか。

[事業者]

漁業組合につきましては、玉川については、漁業組合の組合長さんと話をさせていただいているところでございます。

[平井委員]

分かりました。わかめやこんぶをやられているようですので、建設時期のときなど、少し注意をして連絡されたらよいのではないかと思います。

[事業者]

御忠告ありがとうございます。こちらにも影響を出したいわけではございませんので、随時そういうお話もしながら進めさせていただければと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。私の方からよろしいですか。現地視察の時に、先ほどのフォトモンタージュを示していただきましたが、割と風車から近いところに家や畜舎、牛舎などがありました。そういったところの所有者の方にはまだ説明はされていないと伺っていましたが、その後の状況について教えていただけますでしょうか。

[事業者]

牛舎のところには2軒、住宅がございまして、その2軒にはお話させていただいております。

特段否定的な意見はありませんでしたが、建設時期などの観点から、今後も対応を続けていこうと考えております。あとは地区ごとに、住民説明会を春までに実施できるよう現在準備をしております、各自治会の区長さんと調整させていただいているという状況です。

[伊藤歩会長]

牛舎の方はどうなのでしょう。

[事業者]

牛舎の方は2軒、お話してきております。

[伊藤歩会長]

例えばこういったフォトモンタージュを示されて、このようになるということを説明されているという理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

建てる場所を明確にお伝えしておりますが、さすがにこのフォトモンタージュを御本人に見せるわけにもいかなかったので、示してはおりません。建てる場所については御認識されていたので、「あの場所にこれだけの高さのものができます」ということで説明をさせていただきました。

[伊藤歩会長]

いずれフォトモンタージュは公開されるのかなと思いますので、もし可能であれば早めに示していただいた方が、住民の方も理解が早いと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。51番以降は水環境ということで、関係部署からの質問ですけれども、事務局からはよろしいですか。それでは一通り御意見をいただきましたけれども、非公開の質問はございますか。ないようであれば、その他全体通して御意見、御質問があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

私の方で、やはり最初の前田委員のところになりました。保全区分Bを外さなかった理由というところで、例えば準備書の160ページに保全区分の分布があります。東側、それから南側のところはぎりぎり入っているところもありますが、やはり西側のところは保全区分Bと大分重なっているというところが気になっております。保全区分Dのところは配置できなかった、配置していない理由があれば示していただきたいと思います。Dがいいかどうかという点もありますが、できればBを外して少し黄色の部分に配置換えするだとか、そういった御検討をされたのかどうか教えてください。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。こちらにつきましても、現地を見ながら地形などを確認して配置の検討を進めておまして、その中で最終的にこの配置になったというところがございます。我々も狙ってBに配置しているわけではなくて、この辺りの地形などを全部見ていきますとこの形が最適なのではないかとということで、示させていただいているところでございます。



地権者もそうですし、地形もそうなのですけれども、洋野町というところが造林事業もなかなか盛んな地域でございまして、植林をしているところはできないなど、いろんな制約もございまして、現在の配置に至ったという形でございます。

[伊藤歩会長]

はい、理由としては分かりました。他にいかがでしょうか。リモートで参加されている皆様もよろしいでしょうか。それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で議事の(2)の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。退席されて構いません。次の審議は16時から開始いたしますので、よろしくをお願いいたします。

### (3) (仮称)盛岡薮川風力発電事業 計画段階環境配慮書について

[伊藤歩会長]

それでは審議を再開いたします。議事の(3)「(仮称)盛岡薮川風力発電事業 計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況を説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫でなければリアクション(挙手)ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、これから審議に入ります。希少動植物等の情報を除いて配慮書に対する皆様の御意見ををお願いします。なお、希少動植物等に関する御質問については、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。

それでは、資料No.3-③の番号順に確認したいと思います。まずは1番、複数案・想定区域に関して、私の方から質問させていただいております。想定区域には保安林、植生自然度9、KBA、岩手県自然環境保全指針の区分B等、重要なところが位置しているため、それに対してどのような配慮をされたのかという質問になります。事業者さんの回答は、「今後事業実施区域を絞り込む予定です」、「区域を広めに設定するタイプです」という御回答でした。事業実施区域を絞り込むということですが、今の段階で大分重要な地域というのは分かっている、それにもかかわらず区域を広めに設定するということは、特に気にしなくていいというように受け取れるのですが、その辺りの事業者さんの考えをお聞かせください。

[事業者]

株式会社レノバの平と申します。既に分かっている重要な地域について、事業実施想定区域を検討する上では、基本的にそういった場所が回避できるような形で絞り込んだ結果ではございます。ただ、指定された区域の分布状況というものも様々ありまして、今回の我々の事業実

施想定区域の線引きの中で一部が含まれているということにはなっております。こちらの線引きにつきましても、こういったバックグラウンドデータを持った上で設定されたラインなのか、そういった情報も把握できないところもございますので、基本的には回避を前提に考えていきたいと思っておりますけれども、今後の我々の現地調査等でより詳しい環境情報を把握した上で、事業実施区域の確定を進めていきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

御意見は分かりました。イヌワシについても質問させていただいておりますが、その辺りは専門の委員にお伺いしたいと思います。2番について、前田委員の方から追加で御質問、御意見がありましたらお願いします。

[前田委員]

イヌワシ等の希少種の情報は通常は出せないのですが、この地域は特に重要で、生息地と重なっており、さらに営巣地まで近くにあるということなので、本来出せない情報を提供して、この地域は不適切だということを伝えているわけです。それでも全く考慮されないで、より詳しいデータがないと対応できないというような回答をいただきました。今これだけ生息地となっていて営巣地まであるということですので、全域不適切だと判断するのが非常にもっともで、それ以上どこかを選んで事業地を作るという選択の余地はありません。

この回答を見ますと、どこを飛んでいるかを調べて、よく飛ぶところを避けてつくれば配慮したことになる。そういう理屈をつけて建設に持っていこうという考えなのが分かります。そもそもその考え方自体がイヌワシの保全にかなっていません。そこをまず考え直していただきたいと思っております。

この地域は他の事業でも予定地にされていて、既に知事意見も出ています。立地選定からやり直さないと、十分に影響を回避することは困難であるというように言われていますので、ここも当然同じ評価になってきます。ですから、絞り込み以前に、まずこの場所でやるのは適切でない、他の場所を見つけるという配慮書の最初の部分、複数案から適切なものを選ぶというプロセスをきちんとやっていただかないとこの先には進めません。その点は、理解しておいていただきたいと思っております。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。御意見ありがとうございます。まずイヌワシの件で回答させていただきます。今我々が配慮書で情報収集したのものとしては、環境省のイーダスから出ているメッシュ情報ですとか、専門家の方からいただいたヒアリングのコメントとなっております。前田委員からも御意見ありましたけれども、我々が得られる情報というのは、どうしても限られた情報になってしまいます。現地を踏まえた最新の情報を入手した上で、この事業について検討をしていくという考えではありますが、営巣地や採餌場所、高利用域などの情報というのは、正直今出ている情報では得られません。現地の結果を踏まえて、影響を回避又は低減できるような計画を考えていきたいと思っております。

[前田委員]

また繰り返しになりますけれども、営巣地がどこかといった情報がなくても、イヌワシの動き回るスケールから見てこの全域が難しいということがもう明白なわけです。そのように考え方を改めていただきたいと思います。イヌワシは他の種とスケールが違います。そこの認識をまず変えてください。そうしないとイヌワシの保護はできません。そういう生き物ですので、そこは考え方を改めてもらうよう強くお願いします。

[事業者]

御意見ありがとうございます。一部繰り返しになりますが、イヌワシが存在することによってこのエリアでは事業ができないという御意見があることは十分承知しております。ただ我々としても、その根拠が何であるのかというところは科学的な知見で検証し、その結果をもって、この事業地で実施できるかどうかを判断したいと考えております。事業者回答にも書いておりますけれども、今後現地での詳しいイヌワシの生息状況と飛翔状況が明らかにならないのであれば、我々の方で現地調査を実施してそれを把握した上で、事業を実施するかどうかも含めて判断したいと考えております。

[前田委員]

とにかく場所をこの中から選ばどこかでできるだろうと考えているように思いますが、その考え自体が間違っていますので、そこから改めるようにお願いします。

[事業者]

株式会社レノバの野田と申します。御意見ありがとうございます。この議論において、根拠を提供したというお話ですけれども、具体的な場所や範囲というのは頂戴していない状況です。先生目から見ると、このスケールでは難しいと解釈されているものと受け止めております。この中で必ずどこかを見出して、必ずどこかでやるのだと思っているわけではなく、きちんと科学的に調査をした上で、定量的に把握をして、場合によっては全域駄目という判断も当然あり得ると思っています。ただ、今の段階ではその判断の根拠となる科学的な情報がありませんので、きちんと調査をした上で、場合によっては当然全面撤退もあり得ますし、場合によっては縮小で済むかもしれないですし、そこはやはり一度調査をしてみたいということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

[前田委員]

判断すると言われますが、イヌワシのことを全く御存知ないのに、どのように判断できるのか非常に疑問です。こちらの専門家の方は20年以上にわたって見てきて、この地域の動きも把握して、それで言っています。そちらが1、2年調査をしても判断できないと思います。ですから、こちらのアドバイスを有効に使っていただきたいということで情報提供しています。

[事業者]

ありがとうございます。我々としても、20年以上調査をされていた専門家の方の御意見ということは十分承知しております。ただ、やはりきちんとしたデータとして確認した上でないと判断は難しいというところもございまして、そこもまた御理解いただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、知事意見の方で議論したいと思います。その他想定区域に関して、高橋専門調査員は欠席なので、平井委員から御意見等ございますか。

[平井委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他に想定区域に関して、追加の御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。石川委員お願いします。

[石川委員]

平井委員のところの御回答で、「国有林については担当部署と協議を実施中です」ということですが、解除はどのような条件で行われているのかなど、分かっていたら教えてください。

[事業者]

保安林の解除に関する協議について、盛岡森林管理署とは初期の協議状況でございまして、必要な書類や必要な条件を確認したというところがございます。今後保安林の解除ができるかどうかといった見込みの協議にはまだ入っていません。

御質問は国有林についてでした。申し訳ございません。国有林につきまして、国有林の貸付使用について必要な書類、どういった手続が必要かということを確認する協議を行っている状況です。

[石川委員]

すみません。保安林についてもお伺いしたかったのですが、保安林については解除などの協議はされていますか。

[事業者]

保安林の解除も国有林の貸付と同じ状況で、解除に必要な条件を確認して、今後やっていくということになります。まだ具体的に解除ができるかどうかという段階ではございません。

[石川委員]

私も保安林のことはよく分からなかったのですが、事務局に問い合わせをして教えていただいたことがあります。林野庁では、保安林の指定解除マニュアル（風力編）を出しているのは御存知だと思いますが、第1級地は原則解除しないということが書かれています。傾斜が25度以上の区域は原則解除しないということになっていますので、そういった場所になっていないかどうか。そもそも解除ができないところに区域を設定しても仕方がないと思いますので、確認していただきたいと思います。

[事業者]

承知しました。第1級地が解除できない場所ということも理解しておりますので、今後確認した上で検討したいと考えております。

[石川委員]

今想定されているところが第1級地になっているということですか。

[事業者]

例えば保安林内の砂防施設といったところが第1級地に入ってきます。今この中に一部ありそうかどうかは分かっていますが、具体的な位置、場所に関してはこれからというところですね。今申し上げたのは、例えば1級地が駄目ですとか、傾斜の問題ですとか、切り盛りの高さですとか、そういった解除できない条件については先ほどのマニュアルで当然把握はさせていただいていますけれども、それがこの範囲の中のどこにあるかというのは、これから調べていきますということと、その反映は次以降の図書でやっていきますということになります。

[石川委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、他にございませんか。想定区域に関してよろしいでしょうか。それでは続きまして、7番以降、累積影響についてです。私からも質問させていただいておりますが、いろいろな事業と重なっているということで、土地の問題や環境影響の問題とか様々ありますが、交渉は今後進めていくということで、一応理解はしました。その他のところで、伊藤絹子委員から追加でございましたらお願いします。

[伊藤絹子委員]

累積的影響の点、大変気になるのですが、それ以前の問題がこの地域には含まれているような気がします。先ほど前田委員の御意見にもありましたが、イヌワシなどの鳥類の生活空間として非常に重要な場所だということは分かっていますので、その点については慎重に進めていただきたいと思います。風力発電というのは再生可能エネルギーとして非常に期待されるものではありますが、それを進める一方で、貴重な生態系や希少動物がどんどん失われていくというのは、本来の目的から外れてしまうと思いますので、事業者さんにも慎重に検討していただきたいと思います。専門家の御意見もいろいろ聞けるとと思いますので、その辺りも含めて、慎重な検討をお願いします。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。平井委員からも御質問をいただいておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。三宅委員はいかがですか。よろしいですか。その他、累積影響に関して御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは12番工程計画等ですが、私の方から一つ質問させていただいております。変電施設や送電線は事業実施区域

に含まれるのかということで、含まれないという御回答でしたが、よろしいですか。

[事業者]

はい。回答に記載している通りでございます。

[伊藤歩会長]

はい、承知いたしました。それでは次に13番大河原委員から追加でございましたらお願いいたします。

[大河原委員]

今回の事業想定区域は、非常に大きな風車を建てるということで、当然ブレード等を運ぶための道路も建設することになると思います。当該地には土砂災害警戒区域や砂防指定地も一部入っているということで、そういった道路の建設等にあって土砂災害の危険性が考えられます。その辺りの今の考え方についてお伺いしたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。詳細な設計はこれからですが、基本的に土砂災害警戒区域や砂防指定地は回避する方向で考えております。

[大河原委員]

当該地は、すぐ隣に岩泉町がございますが、2016年8月の台風第10号の時に、土石流がどのぐらい発生したか御存知ですか。

[事業者]

申し訳ございません。災害があったことは認識しておりますが、具体的な数字については把握しておりません。

[大河原委員]

町内の一部で1,000ヶ所越えです。当該地区は、沢に大量の溪床堆積物が堆積されている区域です。こういったところに土地改変をもたらすと、大量の土砂が発生するというリスクが非常に高くなりますので、この点御認識ください。

[事業者]

承知いたしました。様々な地質の情報やボーリング調査など、万全を期して設計を進めていきたいと考えております。

[大河原委員]

沢元の土砂量とか、こういった岩質のものが分布しているのかということをよく調査してからでないとなかなか難しいのではないかとということをお伝えしておきます。

[事業者]

承知しました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。工程計画のところはございませんでしょうか。それでは続きまして騒音に移りたいと思います。石川委員の方から追加の御意見があればお願いいたします。

[石川委員]

再質問をさせていただいて、御回答を拝見しました。音の感じ方には個人差があるなど、いろいろ記載していただいておりますが、個人差があるのであれば、より安全を考えると距離をより長くするという方向に働くのではないかと思います。いろんな要因があるので、そのまま400メートルで設定したというような考え方は、環境影響評価としてはよくないのではないかと私は思っています。それから、再質問のところでも記載させていただきましたけれども、この引用されている報告書の時よりも、かなり風車が大きくなっているということを考えると、遮蔽とかいろいろ書かれていますが、やはり安全側を見た考え方で検討されてはどうかと思います。

[コンサル]

日本気象協会の山崎と申します。御意見ありがとうございます。本件につきまして、400メートルという値を参考にさせていただいておりますが、実際は400メートルでよいと考えているわけではございません。現地を確認させていただいて、実際に影響のない値であるかということ踏まえつつ、距離を出していくこととなります。そのため、今後の調査を踏まえて、適正な距離を見極めたいと考えております。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。はい。それでは続きまして15番、私も同じような質問になりますので今の御説明でまずは理解したいと思います。続きまして16番、大西委員からも騒音について御意見をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。

[大西委員]

今回答がありまして、今後も400メートルでいいのかどうか検討したいということでしたが、400メートルでは足りないとなった場合はどうされるのですか。もうかなりキツキツだと思いますが。

[コンサル]

400メートルだからという考え方ではなくて、その音の指針値を踏まえまして、実際の調査で得られる具体的な値をもとに距離を選定していくという形になります。その過程で、恐らくはこの400メートルよりもより距離を取った値になると思いますが、具体的に何メートルというのは、今ここでは申し上げることができません。

[大西委員]

具体的な数値を出せないということはその通りだと思いますが、400メートルで足りなければもっと距離を取る可能性があるということは、どんどん規模を縮小する可能性は十分にあるという認識でよろしいですね。

[コンサル]

はい。御認識のとおりです。

[大西委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。それでは続きまして17番、平井委員から追加でございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは18番、永幡委員からございましたらお願いいたします。

[永幡委員]

先ほど指針値を持って判断するというお話がありましたが、指針値は騒音の健康影響のうち、一体何に対して評価しているか御存知ですか。

[コンサル]

一般に残留騒音と呼ばれているものです。

[永幡委員]

そうではなくて、環境省の出している指針値が具体的に扱っている健康影響は何ですかと聞いています。

[コンサル]

アノイアンス、気になる気にならないというところが出てきますので、そういった指針だと理解しております。

[永幡委員]

はい。それでは、世の中で科学的に知られている騒音の健康影響には何がありますか。

[コンサル]

風車に限らず、睡眠障害といったところが一般的にあると考えております。

[永幡委員]

睡眠障害について、風車からの距離が1.5キロメートル以内の住民だと、2キロメートル以上の人と比べてオッズ比が約2倍になるという知見があります。これは無視してしまってよい



のですか。先ほどから科学的根拠を持って建てる建てないを考えると書いていますけれども、アノイアンスというのは、健康影響のうち一部だけで、かつ科学的にある程度確定できている話だけをしています。これでもWHOは暫定値だと言っています。完全に科学的に明らかになったとは言っていない。これで健康を守れますか。

[コンサル]

我々としては、環境省が出した指針に基づいて評価をしていくのが基本だと思っています。一方で、これから現地調査を踏まえて、どれぐらいの影響があるのかといったところ、現地の状況を見ながら、有識者にヒアリング等を行って考えていきたいと思っております。現状では400メートルで十分だとは思っておりませんので、現地調査の結果を踏まえて、具体的な検討を進めていきたいと思っております。

[永幡委員]

科学的知見がはっきりしないところで、仮に出されている環境省の値だけで判断してよいという科学的な根拠はどこにあるのですか。

[事業者]

影響がないことを証明しなさいという話になると科学的には難しいと思っています。我々は環境影響評価法の中で手続を進めて、予測及び評価の手法を決めていきます。風車の騒音に関しては、環境省がオーソライズした指針があって、それが更新をされていないという状況においては、ひとまずはこれを我々の予測評価の基準として用いていきたいと考えています。ただし、今後指針が変わってくれば、場合によっては反映していくということは当然考えるところだと思っています。

[永幡委員]

最新の科学的知見を反映するということは、評価図書を読んでいると常に書かれています。それであれば、今最新の知見はこちらの睡眠影響の可能性があるという方になります。ガイドラインよりは後に出ています。ですから、ガイドライン後の最新の知見も踏まえるということであれば、書いたとおりにやってください。

[事業者]

御意見ありがとうございます。こちらに書かれている疫学的調査の文献はもちろん把握はしておりますので、そちらを参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。騒音について、他にございませんでしょうか。それでは続きまして、水環境の方に移りたいと思います。19番、20番は私からの質問ですが、御回答いただいた通りで理解いたしました。それから21番以降、伊藤絹子委員から御意見いただいておりますけれども、追加で御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。水環境のところ、大西委員からも御意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

[大西委員]

岩洞湖が直下にあるので、台風などの暴雨時の影響はないのかということに関して、「水の濁りについて予測評価をします」という回答でした。そうではなくて、水源保安機能が失われるということで、近年よくあるゲリラ豪雨などで岩洞湖に一気に水が流れて、ダムの貯水量に影響がないのかということについて心配していました。

[事業者]

我々の事業による伐採、改変により、豪雨時の流量に影響するのではないかといった御意見であると理解しております。これにつきましては、今後検討が進んだ場合には、林地開発許可や保安林解除の協議において、下流の河川水域に対する流量の影響については、設定された計画流量を超えないような、沈砂池等の防災施設を設計するといった協議が進められることとなりますので、基本的には、豪雨時において岩洞湖に大きな影響が出ないような設計になると理解しております。

[大西委員]

分かりました。

[大河原委員]

すみません、先ほど出た部分なのですが、21 番の回答のところ、「小河川や沢、湧水箇所などは把握できておりませんので、方法書以降の図書において、把握に努めます」という話でしたが、これだけでは当該地区の防災に関しては、かなり難しいと思います。特に沢に大量の溪床堆積物が堆積されていて、2016 年の台風第 10 号の時に出てきた土砂は 6 年たった今でもまだ浚渫しています。掘りきれないぐらい大量に出まして、6 年たった今で浚渫が終わってないという状態です。出てきた量を適切に把握しなければ対応できなくなるということをおきたいと思います。

[事業者]

御指導ありがとうございます。沢元における堆積物の状況に非常に気を付ける必要がある地域だということは、社内でも共有して、今後反映していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

先ほど沈砂池というキーワードが出てきましたが、それはあくまで工事中の話であって、設置後、伐採などが起きたときに流出率は増えますので、その辺りをきちんと考慮されるのと、

水だけでなく、やはり土砂の影響というのも十分に配慮した計画にさせていただければと思います。

[事業者]

承知しました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

水環境のところはよろしいでしょうか。それでは続きまして 24 番風車の影ですけども、これは私からの質問になります。現時点で想定している保全措置は配置の検討及び機種を検討ということですが、具体的に風車の影響が出そうなどころはあるのかということと、それに対してどういう評価をしていくのかということ、現段階で分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

[事業者]

まだ具体的に予測等は進めておりませんので、現段階で風車の影の影響が明らかにしそうな場所というのは言えないところです。ただ、我々が示している風車の設置からの距離が近いだろうというところは、方角等の考慮もありますが、影響はありそうだと認識をしております。

[伊藤歩会長]

それをどのように評価して、保全対策をされるのかというあたりは、今の段階でどうお考えでしょうか。

[事業者]

今のところは、風車の影のシミュレーションを行った結果、年間影がかかる時間で評価をする。そして、国内においては基準が今現在ないということもございますので、海外の指針をいくつかピックアップして、その準用によって判断をしていく。また、明らかにそれを超える住宅があった場合においては、個別に対応を検討していきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

そのような場合には、やはり配置を少し変えるといったことになるのでしょうか。

[事業者]

その結果をもとに配置を変更していくということは、もちろん検討することになります。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。影についてはよろしいでしょうか。それでは続きまして、動物について大西委員の方から追加でありましたらお願いいたします。

[大西委員]

25 番と 26 番で質問していて、基本的に何かあったら追加の調査をするということですが、

26 番の回答で、「方法書以降の現地調査において」のところが引っかかりました。言葉尻を捉えるようなことになるかもしれませんが、方法書を作成した後の調査ですか。方法書を作る前に調査をして、その結果を方法書に書かないと意味がないと思うのですが、いかがでしょうか。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。方法書前の調査については、可能な限り文献資料や既存の資料、地形図など、そういったものを把握するようにいたします。あとは、現地調査の計画をする前に、ある程度現地下見も行いますので、その際に可能な限り生息の可能性が高そうなところをピックアップして、それを方法書に反映する考えです。さらに詳細なデータというのは、方法書以降の調査で収集していくことになります。

[大西委員]

そちらのやり方はそれでいいのかもしれませんが、結局、次の方法書の審査会でも、こちらは同じ質問をせざるを得ないと思います。もし方法書以降の調査において重大な何かがあったら、大幅に変更せざるを得ないこともあります。その時はそちらとしてもダメージが大きいと思うので、私としては方法書の前に調査ができるならして欲しいというのがコメントです。

[事業者]

御意見ありがとうございます。環境アセスメントの制度に準じてやっていくことにはなりますが、方法書でアセスメントの調査をどのようにやるかというのを、事業者の方でまずは計画を立てて、専門家の方からも御助言等いただいて、調査の手法を決めていくのですけれども、そういった専門家の方のコメント等も調査方法に反映させて、適切な手法で現地調査をして、その結果を踏まえて、今後の事業計画に反映していく考えです。方法書の前の現地調査も全くやらないと言っているわけではなくて、場合によってはピックアップして行うということは当然考えておりますので、今の御意見については前向きに検討していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。それでは続きまして 27 番の生態系について、伊藤絹子委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

御回答を見ると方法書以降で追加するということですが、やはりこの配慮書の段階で、この地域の生態系についてきちんと理解しておく必要があると思います。なるべく早い段階でフロー図や図表を作っていただいて、まずは理解していただきたいと思います。御検討をお願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。今回の追加資料で出していただけののが一番よかったのではないかと思います。続きまして 28 番以降、景観の方に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは三宅委員の方からお願いいたします。

[三宅委員]

住民の方の意見もちろん大切ではありますが、来訪者の方は、非日常の人工物のない大自然を体験しに来られるので、そういう方が何を大事にされているのかをしっかりと把握していただきたいと思います。要はその方達を失望させるような場になってしまったらそこが使われなくなってしまうので、そうならないような配慮をお願いしたいということがこの趣旨になります。ぜひ住民の方以外の意見を聞けるような取組をお願いします。

[事業者]

承知いたしました。今後の現地調査におきましては、利用者の意見聴取など、そういった詳細な情報をできるだけピックアップしていきたいと考えております。

[三宅委員]

お願いします。29番も同じですが、冬になると湖上は歩けるので視線が反対方向になるということですね。冬は念頭に置いて欲しいと思います。

それから30番は書かれているとおり、丁寧をお願いしたいと思います。

31番ですが、ここはすぐに頭の中で立体地形が浮かばない複雑なところになります。私もこの眺望保全領域に対してどれぐらいの高さでどう見えるかというのがすぐに浮かばないのでこのように書きましたが、盛岡市さんときちんと相談されることをおすすめします。

[事業者]

ありがとうございます。最後の盛岡市さんのところですが、風況観測塔設置の際にもやり取りをしております、定められた場所から見えるかどうか重要というところも理解しておりますので、今後、適切に対応していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。他に景観のところではいかがでしょうか。それでは続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場のところで、永幡委員からお願いいたします。

[永幡委員]

極めて良くない記述だと思って回答を読んでいました。まずはこの話から一旦離れて、話を整理するために簡単な例題を考えていただきたいのですが、花見の場において花を全部切ってしまいました。これは、触れ合いの場として存続していますか、消失していますか。

[事業者]

回復が見込めない状況という前提であれば、触れ合いの場を構成する要素が失われたという状況になると考えます。

[永幡委員]

そうですね。そうすると、静けさを楽しみに行く場所で、静けさがなくなってしまうと、

完全にその場は消失します。

[事業者]

人と自然との触れ合いの活動の場が、静穏性のみを価値とした場所であれば、その通りだと思えます。

[永幡委員]

そうでなくても、静穏性が失われてしまったら、少なくとも静穏性という部分に関しては完全に失われますよね。少なくともそれを楽しみに来ている人は全くそこを楽しめなくなります。極端な話、例えば視覚障害者の方だったら、目で見える景観がすべて整っていても、その人にとっての人と自然との触れ合いの活動の場にはならないですよ。風力発電所を作るということは、音で直接的に、しかも自分の敷地から超えたところまで含めて、触れ合いの場を完全に消滅させてしまう可能性があるということです。本当に極めて静穏なことを求める場所から、多少静穏であれば十分なところまであるので、可能性という言葉をつける必要はもちろんありますが、完全に消滅させてしまう可能性があるということは、この手引きの考え方に従うならば、やはり配慮書段階から考えておかなければならないことです。間接的な影響ではなく、直接的な影響です。そのことをまずきちんと認識していただきたいと思えます。その上で、遮蔽物がない状況で音が聞こえてくる可能性のある範囲の中で、一体何があるのかというのを最初に把握しておかないと、結局方法書段階でどこを守ればいいのかというのを提案しようがないと思えます。ですので、本来であれば今日の段階で、どこがそのような触れ合いの場として、静穏性が求められる可能性がある場所なのかというのを一覧として挙げてもらわないと、配慮書としては極めて問題のあるできだと評価せざるを得ないと思えます。

[事業者]

我々がこれまで他のところでやってきているものと比べるとあまり慣れていない形の御指摘なので、新鮮だと思っております。人と自然との触れ合いの活動の場の構成要素として、静穏性があればという前提のお話でしたので、仮定を重ねての質疑になり、言い切ることが難しいと思っておりますが、我々も非常に静かなところがあって、それを楽しみにしている方がたくさんいらっしゃる場所を壊そうと思っているわけではないということは御理解いただきたいと思えます。これを配慮書の中でそういった観点で全て網羅するということが、手引きや各種マニュアル等によって求められているのかどうかというところは、また話が別かなというところはあるかと思っておりますが、そういった御指摘を受けたということは一旦受けとめさせていただいて、今後検討したいと思えます。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは続きまして、文化財のところですけども、こちらは私からの質問で、影響がないように設計するというところで理解しましたが、以上になりますが、そのほかにいかがでしょうか。石川委員お願いします。

[石川委員]

参考までに教えていただきたいのですが、実際の騒音調査というのはどのようなことをするのでですか。

[コンサル]

一般環境の調査となりますと、基本的には風車が見える住宅のお庭に騒音計と低周波音計を、大体4日から5日間置かせていただきます。マニュアルに基づき3日間は調査が必要ですので、それ以上の調査をいたします。まだ方法書に入っていないので、それを4期やるのか2期やるのかというのはこれから検討させていただきます。なお、これがベースの残留騒音になって、そこから我々の風車がどれぐらいプラスになるのかといった予測を今後実施していくというような過程を踏みます。

[石川委員]

その予測というのはどのようにされるのですか。そこがすごく大切ですよ。非常に大きい風車なのでまだ日本にはないかと思いますが、そうすると直接測定することはできないので、計算が確立されているのかどうか、そこを教えてください。

[コンサル]

計算手法としましては確立されていると思っています。一方、大きな風車のインプットの諸元というのは、6メガ級というのはまだ出ていないところもありますので、基本的にはメーカーからいただいた値を、私たちのシステムに入れ込んで計算を回していくという手段になります。基本的にはメーカーさんの値を信用して、我々は予測をしていくということになります。

[石川委員]

基本的に大きな風車になれば騒音は大きくなるということは変わらないですか。遮蔽とかは何もないという前提ですが。

[事業者]

基本的に風車が大きくなれば騒音は大きくなります。あとメーカーさんは大体ヨーロッパで作っていますが、ヨーロッパはIEC基準という基準がありまして、この基準の中で、風車を作るときにどのぐらいの音が、どのぐらい出るのかというのは測定をして、それを諸元として我々のようなユーザーに提供することになっていますので、やり方自体は決まっているということになります。基本的に風車が大きくなると大体音が大きくなりがちですが、これもギアレスやローターの大きさ、羽の長さ等によっても変わってきます。ただ、一般的には風車が大きくなれば音も大きくなるというのは傾向としてはあります。

[石川委員]

もう一つ教えていただきたいのですが、海外では既にそういった大きな風車を建てられているのですか。

[事業者]

今この場で詳細を把握できているわけではないのですが、6メガ級のものでしたら実証機を建てられていたと思います。

[石川委員]

それであれば、実際に建ったところで騒音を測定するというようなことを、メーカーさんがもしやられるようであれば、そういうデータをぜひ活用していただきたいと思います。計算と照らし合わせるなど、実際のところを知りたいと思いますので、よろしくお願いします。

[事業者]

我々としましてもメーカーからきた騒音のデータが実測なのか、正確性はどうかというところきちんと検証しながら対応することにしておりますので、承知いたしました。

[永幡委員]

今の話に関連しますが、個体差というのは大体どのくらいあるのですか。参考値として与えられる値で計算していて、計算式に入れば大体合っているだろうという認識でいるのですが、一方で、個体差がどれくらいあるのかというのをあまり考えなかったなと思いました。もうかなり正確に出ていて、ばらつきも少ないから信用して大丈夫ということなののでしょうか。

[事業者]

個体差というかどうかというところもありますが、風車をあまりメンテナンスせずにほったらかしで運用してしまうと、風車は故障してきます。そういう場合には異音が出てきますので、全ての風車が同じ音を出し続けるかということこれは違いますということになります。

[永幡委員]

異音ではなくて、実際に建てたときに、例えばかなり誤差が大きくて、より人家に近いところにそのはずれ機が来てしまうなど、そういうことも起こり得るのか、そういうことは考えなくて大丈夫なのかという話です。

[事業者]

いわゆる出荷段階の差のようなお話ですよ。これに関しては、正確な値は把握しておりませんので、確認をさせてください。メーカーの方に問い合わせてみます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。リモートで参加されている委員の皆様もよろしいでしょうか。それでは、希少動植物等に関する非公開の質問はありますか。特にないようですので、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見とします。イヌワシや騒音、景観、土砂災害、生態系など、いろいろな御意見、御質問が出ました。イヌワシに関してはやはり厳しい意見になるのではないかと考えております。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。進行は事務局にお返



しいたします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の方もお疲れ様でした。議事は以上となりますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

最後に3のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようですので、事務局から次の審査会の予定について御説明いたします。

(事務局から次の審査会の予定について説明しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。